



次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和元年 5 月 7 日

奈良県知事 荒 井 正 吾



第 1 競争入札に付する事項

1 入札物件名

第 10 回東アジア地方政府会合運営等業務委託

2 会合の概要

(1) 期 間：令和元年 11 月 6 日（水）から令和元年 11 月 8 日（金）

(2) 会 場：ホテル日航奈良

(3) 参加者：東アジア地方政府会合会員地方政府、日本政府・駐日外国公館等から
200 名程度、来賓 50 名程度の予定

3 委託業務の概要

第 10 回東アジア地方政府会合の事前準備、運営及び事後処理に係る業務

4 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 25 日（水）まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

単独事業者による参加とし、次に掲げる（1）から（8）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 参加意向申出書の提出の日から開札の日までの間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示





第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q5広告・イベント業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(7) 過去5年間(平成26年4月1日から公告日までの間)において、国又は地方公共団体等が主催する国際会議の企画運営業務の請負実績を複数回有し、かつ、外国要人の訪日手続き及び本邦における接遇等の業務の請負実績を有すること。

(8) 円滑な業務運営に必要な経験と能力を有するスタッフの確保が可能であること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所・提出先
入札説明書等の交付	令和元年5月15日(水)まで	<WEB掲載> ・奈良県入札・調達情報 http://www.pref.nara.jp/11241.htm ・奈良県知事公室国際課ホームページ http://www.pref.nara.jp/8956.htm <担当課で交付> 奈良県知事公室国際課(県庁主棟6階) 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
入札説明会への参加申し込み (参加申込書をFAXで提出し、電話で受信確認すること)	令和元年5月13日(月) 午後5時まで	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-5821 / FAX:0742-22-1260
入札説明会の開催	令和元年5月14日(火) 午前10時30分から 午前11時30分まで	奈良県文化会館多目的室 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2
入札参加資格に関する質問の受付	令和元年5月14日(火) 午後5時まで	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 TEL:0742-27-5821 / FAX:0742-22-1260
入札参加資格確認申請書類(参加意向申出書等)の受付 (持参又は郵送で提出すること)	令和元年5月15日(水) 午後5時まで(郵送の場合、期限内に到達したもののみ有効。なお、 <u>書留郵便</u> に限ります。)	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
業務仕様書に関する質問の受付 (「質問書(質問様式)」により、FAXで提出し、電話で受信確認すること)	令和元年5月15日(水) 午後5時まで	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-5821 / FAX:0742-22-1260
業務仕様書に関する質問への回答	令和元年5月22日(水) (予定)	入札参加資格申請書類提出者全員に、回答書を電子メールで送付します。
入札参加資格確認結果通知書の発送	令和元年5月22日(水) (予定)	—





手 続 等	期間・期日・期限	場 所 ・ 提 出 先
入札参加資格を有しない理由の説明請求期限 (確認結果通知書を持 参して請求すること)	入札参加資格確認結果通知 日から起算して3日以内	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
入札参加資格を有しない理由の説明	上記請求を受けた日から起 算して3日以内	—
郵便による入札の場合 の入札書類の提出期限	令和元年5月27日(月) 午後5時まで <u>書留郵便に限り</u> ます。	奈良県知事公室国際課東アジア連携係 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
入札・開札	令和元年5月28日(火) 午前10時から	奈良県庁入札室(県庁主棟6階) 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

上記の期間は、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日及び正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとします(別途、期限の指定があるものを除きます。)

第4 入札書類の提出先等

- 1 郵便による入札書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県知事公室国際課東アジア連携係(県庁主棟6階)

電話番号 0742-27-5821(ダイヤルイン)

- 2 入札説明書等の交付期間

令和元年5月15日(水)までとします。

(奈良県ホームページからもダウンロード可能です。)

- 3 入札説明会の日時及び場所

・令和元年5月14日(火) 午前10時30分から

・〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2

奈良県文化会館多目的室

- 4 入開札の日時及び場所

・令和元年5月28日(火) 午前10時から

・〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県庁入札室(県庁主棟6階)

- 5 郵便による入札

入札書類は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「第10回東アジア地方政府会合運営等業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和元年5月27日(月)午後5時までに1に示す先に到着するようにしてください。

第5 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

- 2 入札保証金

免除します。





3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格申請書類（参加意向申出書（様式1）、参加資格調書（様式2）、業務受託体制（様式3及び様式3-1）及び誓約書（様式4））を令和元年5月15日（水）午後5時までに第4の1に示す先に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書類を作成し、封をした上、第3において指定する場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書類を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なか





ったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者に損害賠償義務が生じます。

なお、8の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。